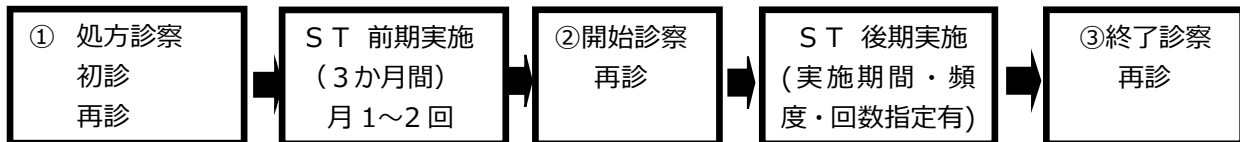


# 言語聴覚療法の手引き

当センターの言語聴覚療法(STリハビリ)では、さまざまな障がいのお子様に対して、言語や摂食嚥下機能、の発達を促しています。ここではSTリハビリ開始にあたって実施の流れや内容についてご案内いたします。保護者の方へのご案内も含まれております。

## ▶ 実施の流れ

言語聴覚療法の実施にあたって、必ず①「処方診察」、②「開始診察」③「終了診察」の3つの定期診察を受診していただきます。STリハビリの実施は、②「開始診察」を挟んで前期と後期の2期に分かれて実施します。



お子さんのSTリハビリをしながら、状態、課題や目標を設定していきます。

今後のSTリハビリ継続の有無、実施期間を定め、その間の頻度、回数の指示がされます。それに基づいて後期STリハビリが実施されます。

リハビリ終了の診察です。再度STリハビリを希望される場合は①処方診察からスタートします。集中リハビリを実施した方は終了から6か月以後の処方診察からとなります。

### 1) 予約

医師からSTリハビリ処方が出ますと、初回予約をお取りするため、担当の言語聴覚士が電話連絡いたします。

### 2) 前期STリハビリ（開始診察まで）

処方診察後、月1~2回のSTリハビリを実施し、言語治療を行ないながら、児の言語機能、コミュニケーション機能等の状態・評価、課題や目標等の設定を行ないます。

### 3) 後期STリハビリ（開始診察以後）

開始診察において、今後のリハビリ継続有無、継続の場合は実施期間を定め、回数、頻度を決めていきます。集中リハ、通常リハ、STリハビリ継続不要（終了）の3通りになります。

- 集中リハ 実施回数 12回 頻度は週1回、又は2週に1回とします。

集中リハを実施した場合は終了診察より6か月間のSTリハビリは休止とします。

- 通常リハ 実施回数 1年間2~6回とします。

<参考> STリハビリ 実施期間の目安

※お子さんによって処方は異なります。

処方 期間	1	4	8	10	11	14	16	17 (月)
集中リハ処方 (1回/w 12回)	初診・再診→前期リハ→開始診察→後期リハ→終了診察→ST 終了休止期間 6M→再診(処方診察)							
集中リハ処方 (1回/2w 12回)	初診・再診→前期リハ→開始診察→→→後期リハ→→→終了診察→ST 終了休止期間 6M→→再診(処方診察)							
通常リハ 6か月 (1~3回/6M)	初診・再診→前期リハ→開始診察→後期リハ→→→終了診察(処方診察)							
通常リハ 12か月 (2~6回/12M)	初診・再診→前期リハ→開始診察→→→→→→→→後期リハ→→→→→→→→終了診察(処方診察)							

例1) 集中リハビリ(週に1回の処方)の場合

前期リハ(3回/4か月) + 後期リハ:集中リハ(12回/4か月) + 休止期間(6か月) = 15回/14か月

例2) 通常リハビリ(6か月で3回(2か月1回))の場合

前期リハ(3回/4か月) + 後期リハ(3回/6か月) = 6回/10か月

※通常リハビリを実施された方の休止期間はありません。

STリハビリを再開の場合は、終了診察時が処方診察となります。

●実施期間の終了予定日の1か月後を実施期間の終了日とします。

例: 開始日4月1日(金) 頻度2週に1回 回数12回だった場合 終了日10月9日(金)

●終了日を過ぎた場合は、予定回数を消化していなくてもSTリハビリは終了します。

なお、3か月以上休みが続く場合は、一旦STリハビリを終了とします。

●保護者側の都合によって集中リハビリが継続できない場合は、実施期間中のSTリハビリの回数頻度の変更や休止は可能ですが、その後の休止期間(6か月間)は生じますのでご了承ください。

●集中リハビリ処方が出た場合、後期STリハビリ開始までに待機が生じることがあります。

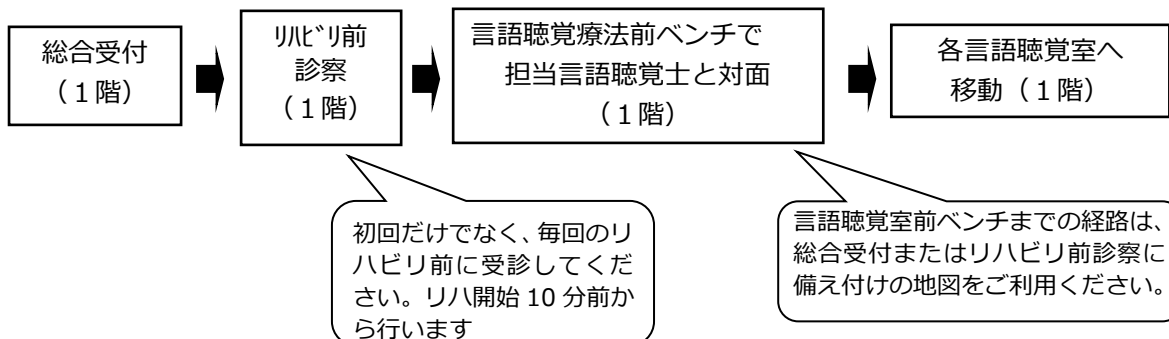
4)リハビリの開始と終了時間の詳細は次のとおりです。

	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限
開始	8:50	9:40	10:30	11:20	13:30	14:20	15:10
終了	9:30	10:20	11:10	12:00	14:10	15:00	15:50

・遅刻の場合、時間延長は行いません。

・リハビリは、原則40分(=2単位)とし、場合によって60分(3単位)実施することもあります。

5) 初日担当言語聴覚士とスムーズに対面できるように、待ち合わせ場所を決めております。



## 6) 定期診察と言語聴覚療法の継続

●医師の指示に従って、必ず定期的に診察を受けてください。ここでいう診察とは、予約制の診察であり、毎回のリハビリ前診察とは異なります。

●言語聴覚療法の処方には期限があり、言語聴覚療法の継続の有無は、定期的な診察の中で医師が判断します。

## 7) 言語聴覚療法の予約

●全て予約制となっております。集中リハビリは2回先まで予約をお取りします。それ以外は次回予約のみとなります。予約の変更や取り消しは速やかに電話でお知らせください。

●予約において特定の曜日や時間の指定をされる場合は、その希望に添えないことが生じます。医師の指示された実施回数、頻度が実施困難となり、一旦STを終了させていただく場合があります。STリハビリを優先し他の時間帯、学校の代休日の利用などのご協力をお願いいたします。

●ご家族の都合により当日お休みされた場合は、1回STリハビリを消化したとみなします。費用等の請求はありません。担当の言語聴覚士が体調不良や出張等でお休みする場合は別の日に振り替えいたします。

リハビリ直通 電話番号: 058-233-7277